様式第１号裏面の②②中「（　）内に当該」を「※上記労働者に係る」に改める。

様式第五号の次に次の１様式を加える。

様式第５号の２（第12条第２項関係）

番　　号
年　　月　　日

殿

紛争調整委員会
あっせん委員　　㊞

あっせん打切り通知書

下記の事件について、あっせん委員３人（　　、　　、　　）で協議を行った結果、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認め、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第15条の規定に基づきあっせんを打ち切ることとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第12条第２項の規定に基づき、通知します。

記

１　事件番号
２　申請人
３　被申請人
４　申請日
５　あっせんを求める事項（変更又は追加があった場合はその内容及び変更又は追加を求めた年月日）
６　打切り年月日
７　打切りの理由

附　則

（施行期日）

第１条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規　則

○国家公安委員会規則第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第五項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月二日　　国家公安委員会委員長　松原　仁

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「財団法人保安電子通信技術協会」を「一般財団法人保安通信協会」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百三十号

仙台法務局気仙沼支局に備えてあった左記立木登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十四年四月二日から平成二十四年七月二日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成二十四年四月二日　　法務大臣　小川　敏夫

記

登記番号	立木の所在及び地番
一	宮城県気仙沼市百目木百十五番
二	宮城県気仙沼市渡戸六十番
三	宮城県気仙沼市久保二百四十八番二十五
四	宮城県気仙沼市久保百三十九番
五	宮城県気仙沼市久保二百四十八番七十九
六	宮城県気仙沼市久保二百四十八番十五
七	宮城県気仙沼市久保百三十九番
八	宮城県気仙沼市久保二百四十八番四十六
九	宮城県気仙沼市久保百二十九番